

特別養護老人ホーム和楽苑の入所規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に基づき、特別養護老人ホーム和楽苑（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、かつ施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

(入所の対象者)

第2条 入所対象者は、要介護1から5までの認定を受けている者。

(入所申込書の受理)

第3条 施設は、入所希望者又は、家族からの申込書を直接施設又は郵送にて提出をされたものを受理する。

(1) 施設は申込書の受理にあたっては原則として、入所希望者又は家族等の面接のうえ、本人の心身の状況等を確認する。

(2) 施設は申込者に対しこの規程に定める入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。

(3) 施設は申込書を受理した時は、別に備える受付簿（様式2）に内容を記載し管理する。

(入所順位決定の手続き)

第4条 施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するために合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、施設の施設長、生活相談員（1名）、看護職員（1名）、介護職員（2名）介護支援専門員（2名）・社会福祉士（1名）等で構成する。なお、委員会入所決定の公平性、中立性を保つ為、第三者を必要に応じて加えるものとする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は施設長が招集し、3ヶ月1回とし、必要に応じて随時開催する。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は特別養護老人ホーム入所決定調査票（以下「調査票」という。）（様式3）選考者名簿（様式4）及び申込書等に基づいて入所の必要性を統一的に検討し、入所順位の決定を行う。

(委員会の議事録)

第8条 委員会は開催ごとに議事録を作成し2年間保管しておくものとする。

(説明責任)

第9条 施設は、入所希望者又は家族等からの入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

(守秘義務)

第10条 施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退した後もまた同様とする。

(入所の必要性を評価する基準)

第11条 施設は、申込書を受理した場合は、調査票を作成し、委員会開催に向けて選考名簿を(様式4)を作成する。

(入所順位の評価基準)

第12条 施設は次の項目についての別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点の高い順にグループ分けを行う。

Aグループ(男女各20)

Bグループ(21~40)

Cグループ(41~)

なお、この方法でグループ分けが困難な場合は、更に次の項目を順次勘案し、グループ分けする。

- 1 待機期間(長短の順)
- 2 年齢(高い順)

(施設の受け入れ体制による調整)

第13条 委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合にはグループの調整を行う。

- 1 性別に応じた居室の状況
- 2 認知に対する場合施設の受け入れ体制
- 3 医療行為を必要とする場合における施設の受け入れ体制

(入所辞退者の取り扱い)

第14条 入所希望者の都合により、入所辞退があった場合には、施設の判断により一定期間保留にし、再度の申し出がない場合には、選考者名簿から、抹消し受付簿にその旨記載する。

(入所順位決定の特例)

第15条 次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第2号の規定に基づく処置委託による場合
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を召集する余裕がない場合
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令第39号)第19条に定める入所者の入院期間の取扱いによる場合

(規定の公表及び見直し)

第16条 この規定は、公表するとともに、必要に応じて見直しを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から適用する。